



令和3年12月

各 位

法務省民事局

「民法・不動産登記法等一部改正法」及び「相続土地国庫帰属法」に関する広
報用資料の送付について

平素から民事法務行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和3年4月に、いわゆる所有者不明土地問題を解決するため、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が成立・公布されました。

所有者不明土地問題とは、所有者が死亡してもその相続登記がされないこと等を原因として、登記簿（土地・建物ごとにその所有者の氏名や住所等を公示する公的記録）を見ても所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が増加し、民間の土地取引や公共事業を妨げたり、近隣に悪影響を及ぼしたりする問題をいいます。

標記の2つの法律では、所有者不明土地の発生を予防するとともに、その利用をしやすくする観点から、①これまで任意であった相続登記の申請の義務化（不動産登記法の改正）、②所有者が不明な土地・建物の管理に特化した制度等の新設（民法の改正）、③相続等によって取得した土地を法務大臣の承認を受け、国庫に帰属させる制度（相続土地国庫帰属制度）の新設といった制度の見直しがされています

これらの新制度は、令和5年4月以降、段階的に施行されますが、幅広い国民に大きな影響を及ぼすものであるため、当局では、関係機関の御協力を得ながら、様々な場所や機会を活用して新制度を紹介するポスター・パンフレットの掲示・配布をすることにより、効果的な周知広報を進めたいと考えております。

つきましては、完成したポスター・パンフレットを送付いたしますので、上記の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html) では、新制度についてより詳しく紹介しているほか、今回送付させていただくポスター・パンフレットのPDFデータを掲載する予定ですので、併せて御活用いただけますと幸いです。

連絡先

法務省民事局民事第二課 小田中
〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
TEL 03-3580-4111（代表）